GIGAスクール学習用端末に関するQ&A　（保護者向け）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| いわき市教育委員会  １．学習用端末の活用について | | |
| 質問内容 | | 回答 |
| ① | 「GIGAスクール構想」とは？ | 文部科学省が提唱する「全国の児童生徒向けの１人１台端末と、学校における高速大容量のネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育を実現させる構想」です。 |
| ② | 端末は学習場面でどのように活用されるのでしょうか？ | 日々の授業における調べ学習や、意見集約、グループ発表の資料作成、デジタルドリルによる繰り返し学習など、端末を辞書や文房具などと同じ「学習道具」のひとつとして活用していきます。  また、今までは実施することが難しかった他校や外部講師などと、距離にとらわれない双方向による交流学習が可能となるとともに、感染症の蔓延防止策や自然災害等の緊急的臨時休業時においても、児童生徒の学びを継続させるための道具として活用します。 |
| ２．同意書について | | |
| 質問内容 | | 回答 |
| ① | 同意書の提出は必須ですか？ | 端末を活用した持ち帰り学習においては、お子さんとの家庭内における端末利用のルールや、使用環境の確保など、保護者の皆さまの御理解と御協力が必要不可欠ですので、同意書を御提出ください。 |
| ② | 端末は毎日学校に戻す必要はありますか？ | 日々の授業で使用する学習道具であることから、持ち帰った際には、必ず翌登校時には学校へ持参してください。  　またその際、ご家庭で端末の充電をお願いします。 |
| ③ | 故障や破損、盗難等の事由が生じた場合はどうすればよいですか？ | まずは、速やかに学校へ申し出てください。学校を通じて、修理や代替端末の貸出手続きを進めます。  （※破損・故障時は、直接修理業者へ持ち込まないでください）  なお、盗難等の被害にあった場合は、速やかに学校に申し出ていただくとともに、警察に必要な届出を行い、その証明を受けてください。 |
| ④ | 端末の利用について料金はかかりますか？ | 端末は無償貸与です。  ただし、家庭のネットワークに接続した場合の通信費用は家庭負担となります。  また、長時間の使用により、翌日の授業に支障をきたす場合や、長期間にわたる臨時休業時につきましては、ご家庭で充電いただくこととなります。 |
| ⑤ | 端末はいつまで借りることができますか？ | 原則、学校の備品として取り扱います。  また、転校や卒業など、現在通う学校での在籍期間が終了した時点で、返却いただくこととなります。  次年度に使用する他のお子さんのためにも、大切に御利用ください。 |
|  | |  |
| ３．持ち帰り学習について | |  |
| 質問内容 | | 回答 |
| ① | 端末に家庭環境に応じた設定をしてもいいですか？ | 児童生徒が学習活動に使用するための端末であり、また、今後他のお子さんも使用しますので、端末の設定変更は禁止します。  また、学習活動以外の家庭内における私的利用や、ＵＳＢメモリ、外付ドライブ等の接続は、セキュリティ上の問題が生じますので禁止します。 |
| ② | 持ち帰るための専用ケースはありますか？  作るなど用意しても構いませんか？ | 市立小中学校すべての児童生徒（約24，000人）に用意することが難しい状況です。  端末自体が、外部からの衝撃にある程度耐えうるものとなっておりますが、ランドセルやカバンの教科書やノートの間に入れて、衝撃を与えない工夫をお願いしています。  「家で適当なものを用意してもいいですか」「手作りしてもいいですか」といったお声をいただいた際には、ありがたくお願いしております。 |
| ③ | 自宅にネット環境がないのですが、学習中もネットに繋いで使う形でしょうか？ | ネット環境がない場合でも、オフラインで使用できるアプリもありますので、できることから始められるよう、工夫してお伝えしていきます。 |
| ④ | 土日は祖父母宅に預けてしまうので、自宅にはおりません。祖父母宅で使用することは可能ですか？ | 預け先に持っていくことは可能です。Wi-Fi 環境があれば、接続して使用していただいても問題ありません。 |
| ⑤ | 学習用端末は家庭の外に持って行ってもよいですか？ | 原則、学校及び家庭、親族等の預け先以外への持ち出しを禁止します。  ただし、修学旅行や社会科見学等への持ち出し、休日中に行う調べ  学習等への利用にあたっては、学校からお伝えしていきます。  使用にあたっては、学校の指導に従いながら、登下校時を含め、紛失・盗難等に御注意ください。 |
| ⑥ | 子どもが不適切なインターネットサイトにアクセスしたり、「ＳＮＳ」を使って犯罪に巻き込まれたりしないかが心配ですが、その対策はどうなっていますか？ | 学習用端末には、児童生徒が安心して使えるように、不適切なサイトやＳＮＳへのアクセスを制限するフィルタリングソフト、ウイルス感染を防ぐウイルス対策ソフトなど、セキュリティに関する対策を行っています。また、学習に不要な機能については、使用制限をかけています。 |
| ⑦ | インターネットへの接続制限はありますか？ | 次の時間帯は、インターネットに接続できません。  小学生の端末　21:00～翌7:00  中学生の端末　22:00～翌6:00  ※オフラインでのタブレット使用は可能です。 |
|  | |  |
| ４．健康管理に関することについて | | |
| 質問内容 | | 回答 |
| ① | 視力低下等、健康面で心配されることもあるが、気をつけることは何かありますか？ | 「タブレット活用のルール」に健康面での注意事項を明記してあります。家庭で使用する場合も、次のことに注意してください。  ・　使用するときは、正しい姿勢で、目と画面を３０㎝以上はなし、画  面に近づきすぎないように気をつけます。  　・　３０分に一度は、画面から目をはなし、遠くの景色を見るなど、目を  休ませます。  　・　十分な明るさの場所で、使いましょう。 |
| ② | 家庭での使用時間は、決まっていますか？ | 健康面への影響や、情報モラルの観点から、夜遅い時間まで使用することは控えてください。特に、チャット機能等を使用したメッセージの送受信には注意してください。  （目安：就寝時刻３０分前には、使用をやめる） |